平成２３年（フ）第３１０号
石川県石川郡野々市町本町５丁目８番50号館コーポＣ－５号、従前の住所石川県石川郡野々市町太平寺１丁目152番地、従前々の住所石川県白山市福留町236番地１
債務者　福島　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１８号
金沢市暁町11番41号
債務者　豊田　　裕
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
金沢市間明町１丁目348番地
債務者　大工　智治
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
金沢市間明町１丁目348番地
債務者　大工　直美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３３０号
石川県石川郡野々市町矢作１丁目185番地の１、従前の住所金沢市泉が丘１丁目７番30号
債務者　松藏　高子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３４９号
金沢市東力２丁目39番地２
債務者　堀　　光惠
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３６０号
金沢市北安江２丁目28番15号
債務者　野崎　康明
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１７号
山梨県甲斐市西八幡2827番地　エテルノＢ205
債務者　市瀬　光男
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
山梨県韮崎市富士見２丁目10番２号　高木アパート２号
債務者　篠原　　充
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
山梨県韮崎市富士見２丁目10番２号　高木アパート２号
債務者　篠原　翔一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３２号
山梨県南アルプス市飯野新田390番地
債務者　米山　賢一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
山梨県笛吹市石和町川中島452番地１　ラナナス204
債務者　坂本　清香
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
山梨県南巨摩郡富士川町天神中條589番地２
債務者　樋口　　守
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
岐阜県高山市石浦町９丁目410番地９
債務者　牛丸　英志
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本242番地の１清和荘１号
債務者　榊原　國一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１７３号
三重県員弁郡東員町大字南大社2200番地２
債務者　加藤　一郎
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
三重県桑名市大字東方550番地１　サンパーク105号
債務者　安室　　学
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係